

社会福祉法人斜里町社会福祉協議会評議員、理事、監事及び各種部会・委員会等の委員の報酬等及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人斜里町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員、理事、監事及び各種部会・委員会等の委員の報酬及び実費並びに旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、別表1のとおりとする。

2 理事、監事及び各種部会・委員会等の委員の報酬は、別表2のとおりとする。

3 前項に規定する理事の内、会長及び常務理事の報酬は、別表3のとおりとする。

(実費)

第3条 評議員、理事、監事及び各種部会・委員会等の委員が、評議員会、理事会、監査及び各種部会、委員会等に出席したときは、出席に要した運賃実費を支給する。

2 前項に規定する運賃については、常務理事を除くものとする。

(旅費)

第4条 評議員、理事、監事及び各種部会・委員会等の委員が、その職務を遂行するため旅行したときは、前条の規定にかかわらず、旅費を支給するものとする。

2 前項の旅費の額は、本会旅費支給規程による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和63年4月1日より施行する。

2. この規程は、平成18年4月1日より施行する。

3. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

4. この規程は、平成29年4月1日より施行する。

5. この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 評議員報酬額（日額）

名 称	報 酬 額	備 考
評議員業務及び評議員会出席報酬等	3,000円	

別表2 理事、監事及び各種部会・委員会等の委員報酬額（日額）

名 称	報 酬 額	備 考
理事業務及び理事会出席報酬等	3,000円	
監事監査業務及び理事会・評議員会出席報酬等	3,000円	
評議員選任・解任委員業務及び委員会出席報酬等	3,000円	
専門部会委員業務及び部会出席報酬等	3,000円	
福祉金庫資金貸付運営委員業務及び委員会出席報酬等	3,000円	
愛情銀行運営委員業務及び委員会出席報酬等	3,000円	
第三者委員業務及び委員会出席報酬等	3,000円	
その他委員業務及び委員会出席報酬等	3,000円	

別紙3 会長及び常務理事報酬額（月額）

名 称	報 酬 額	備 考
会長業務及び各種会議出席報酬等	30,000円	
常務理事業務及び各種会議出席報酬等	180,000円	